

# 自由民主党要望項目一覧

## 令和5年度11月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 国の総合経済対策を踏まえた対応</p> <p>政府において閣議決定された総合経済対策では、我が国経済の供給力を強化するとともに、持続的な賃上げによる所得向上を図り、物価高を克服することを柱として、今臨時国会で補正予算編成が検討されることである。</p> <p>県内中小企業や第一次産業の現場においては、コロナ禍の影響を踏まえた債務返済や賃上げへの対応が求められる中、日米金利差による過度な円安やウクライナ及び中東での紛争などの国際情勢を踏まえて、更なる燃油・飼料肥料・輸入資材価格の高騰が懸念されている。</p> <p>こうした事業経営や家計への圧迫が懸念される中、電力需要の高まる冬季を迎えるに当たり、県内事業者における資金繰り対策や、生活困窮者の生活支援、歳末相談対応などを含め、国の経済対策が県民や県内商工業・農林水産業に適切に行き渡るよう、本県としても補正予算編成など機動的に対応すること。</p>	<p>11月2日に発表された国の「総合経済対策」の裏付けとなる補正予算で措置される重点支援地方交付金や地方交付税の追加算定等の財源を活用し、長期化する物価高を乗り越えるための網羅的な緊急対策や県内経済・雇用や暮らしを支える対策、防災・減災、道路ネットワークの機能強化等の公共事業を含む総額300億円を超える規模の対策予算を11月補正で編成することを検討している。</p> <p>なお、歳末相談対応については、生活相談と就労支援をワンストップサービスで行う「生活困りごと相談窓口」において、電話相談を年中無休で対応するとともに、エネルギー・原材料価格などの物価高騰の長期化により経営上の影響を受ける県内事業者からの各種相談に対応するため、「物価高騰対策緊急支援窓口」の年末年始期間中の開設を検討している。</p>
<p>2 地方財政の充実強化</p> <p>総務省が公表した令和4年度の地方税収決算見込額が、堅調な企業収益をもとに過去最高を更新する見通しであるとされているが、地方税収の増加に伴って実質的な地方交付税の減少が懸念されることである。少子化対策の強化や超高齢社会の2025年問題を目前に、社会保障関係費等の更なる増嵩を見越して、来年度の地方財政対策のとりまとめに向けて、地方一般財源総額及び地方交付税総額の確保、臨時財政対策債の発行抑制など、地方財政の充実強化について引き続き国に働きかけること。</p>	<p>不透明な国際情勢に伴う物価高騰、人口減少、激甚化・頻発化する自然災害への対応などにより、地方においては、引き続き、更なる財政需要が見込まれることから、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保した上で、臨時財政対策債に依存することのない安定的で持続可能な地方財政の実現や、「地域社会再生事業費」の算定等を通じた財源調整機能の適切な発揮などについて、本県として11月8日に国に要望したほか、11月13日の全国知事会においても岸田総理に訴えたところである。引き続き、国に対して強く働きかけていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 安全・安心な暮らしの確保</p> <p>(1) 防災・減災の取組</p> <p>今夏本県に最接近した台風第7号により、海水温の高い日本海から湿った空気の流入に伴って本県東中部を中心に線状降水帯の発生により長時間にわたる急激な降雨を記録し、各地で河川護岸や橋梁の崩落、農業水利施設の土砂埋塞など、甚大な被害をもたらした。</p> <p>鳥取県国土強靱化地域計画については令和3年3月に現行の第2期計画を策定されたところであるが、こうした今般の災害特性を踏まえて、新たな災害リスク・脆弱性について改めて評価分析を行い、今後の災害対応に生かすよう取り組むこと。</p>	<p>現在、このたびの台風第7号による本県の被災状況を踏まえ、「災害激甚化防災機能向上専門家調査」として有識者の意見を伺い、県全体のインフラ機能に係る脆弱性の把握や克服に向けた対策も含め、今後の防災機能向上に向けた調査研究を行っているところである。</p> <p>こうした研究を踏まえ、激甚化する自然災害に対応したインフラ機能の強化に向け、国土強靱化地域計画の見直しを次年度出水期までに行う。</p> <p>あわせて、見直した地域計画の実効性を高めるため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の取組に基づく補助を活用し、インフラ機能強化等に取り組んでいく。</p>
<p>(2) コメ生産における高温障害対策の取組</p> <p>今夏の平均気温が全国的に過去最高値となり、鳥取市においても1943年の統計開始以来、猛暑日日数が過去最多となるなど顕著な高温を記録したところであるが、こうした影響により令和5年産米の一等米比率が、本県においては36.3%（10/31公表速報値）と昨年を大きく下回ったと報道されている。早生品種の高温登熟障害として農家収入の低減が懸念されることから、出穂期の高温回避技術の普及など農家に対する指導助言に取り組むこと。</p>	<p>今夏の高温による一等米比率の低下を踏まえ、品種の選択や技術対策等、夏期の高温障害を回避するための具体的方策を検証するため、県やJA等の関係機関で研究会を開催し、令和6年産に向けた対策について検討するとともに、高温に強い星空舞やきぬむすめなどの品種への転換に向けた堆肥施用や栄養補給（穂肥）などの技術実証に取り組み、啓発資料の作成やメディアの活用等により、農家への周知を広く行う事業について、11月補正予算案に盛り込む。</p> <p><b>【11月補正】</b></p> <p>・コメの高温障害対策緊急事業</p> <p style="text-align: right;">3,000千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 野生鳥獣被害対策などの取組</p> <p>従前からイノシシやシカによる農作物被害が多発しているところであるが、昨今、全国的にクマやサルなど有害鳥獣によって人が襲われる事例が頻発化していることから、適切に捕獲・駆除するなど鳥獣保護管理に努めること。</p> <p>また、国道9号沿線をはじめ、松くい虫による松枯れが顕著な地域もあることから、被害木を伐倒するなど被害拡大を防ぎ、防風林における海岸砂防・保安機能の維持に努めること。</p>	<p>イノシシやシカについては、個体数の増加は鈍化しているが、さらに減少傾向に転じさせるため令和4年度に改訂した特定鳥獣管理計画で定めた捕獲目標の達成に向け、ハンター養成スクールによる捕獲者確保や県の捕獲事業の区域拡大、兵庫県・岡山県との3県協力による県境域でのシカの捕獲強化など、県、市町村、狩猟団体等が連携した取組を進めている。</p> <p>クマについては、鳥取県ではクマの生息ゾーンと人の生活ゾーンを区分して対策を行うゾーニング管理を導入し、人の生活ゾーンに出没した場合は市町村の行う有害捕獲により被害の未然防止を図るとともに、鳥取県ホームページに出没マップを掲載するなど注意喚起してきたほか、さらに今年は、東日本を中心とした人身被害の多発を踏まえて、10月20日に市町村、JA、警察の参画による県被害防止連絡会議を開催し、住民等への注意喚起の徹底や新聞での呼びかけ等、広く注意情報を発信してきたところであり、令和3年度以降県内で人身被害は発生していない。</p> <p>サルなどについては、市町村に対して県が現地調査のうえで行動特性や捕獲方法の助言を行っているところであり、引き続き、県と市町村が連携の上で速やかに追払いや捕獲、注意喚起を行ってまいりたい。</p> <p>松くい虫については、駆除が行われず特に被害が拡大している山陰道建設予定地については国土交通省による被害木を含めた建設支障木の伐採が進められているが、周辺の民有林については、市町村と連携して伐倒駆除による処理を進め、被害の更なる拡大を防いでまいりたい。</p> <p>また、松枯れにより海岸砂防・保安機能が低下している箇所に対する植林を行うことで森林の機能維持を図るとともに、薬剤散布を講じることにより、今後の被害の抑止に努めていく。</p> <p>【11月補正】</p> <p>・森林病虫害等防除事業</p> <p style="text-align: right;">30,000千円</p>
<p>(4) 特殊詐欺被害抑止の取組</p> <p>県内の特殊詐欺被害が依然として日常的に多数発生しており、昨年一年間の被害件数51件、被害総額1億2,610万円に対して、今年9月末時点ですでに47件1億9,137万円にも上っている。継続して金融機関やコンビニエンスストア等と連携した水際阻止に取り組むとともに、県民個々に「自分事」として捉えられるよう関係機関と連携して被害抑止に資するよう啓発に努めること。</p>	<p>10月末現在における県内の特殊詐欺は、被害件数57件、被害額2億266万円と増加の一途をたどっており、県としても更なる水際対策が必要な状況であると考えている。</p> <p>特に、特殊詐欺の手口に関する認知度は徐々に高くなっている一方で、被害者の中には、「手口は知っていたが、自分は被害に遭わないと思っていた。」という人が依然として一定数存在することから、県民一人一人に被害の実態を「自分事」として認識していただくため、家族をはじめ、社会全体で被害を防止するという機運を一層高めるべく、最新の犯行手口等や被害実態に即した内容について、SNSや個別訪問による広報啓発活動を継続するとともに、金融機関やコンビニエンスストアの利用者等に対する声掛けの徹底等の水際対策を強化する。</p>

<p>(5) 雇用・人材確保の取組</p> <p>働き方改革関連法に基づき、令和6年4月1日から自動車運転業務や建設事業、医師の時間外労働に係る上限規制が適用される場所である。特に運送・物流・交通業界においては、事業者間の過当競争や収益減少、荷主やバス・タクシー乗客のコスト増にとどまらず、担い手である運転手等の収入減少とそれに伴う離職、人材不足が懸念される。長期的な視点に立って、運転業務従事者の確保・育成に努めるほか、鉄道・船舶へのモーダルシフト促進に取り組むなど、本県の実状に合わせた対策に取り組むこと。</p>	<p>あらゆる産業・県内経済成長において人手不足が重要な課題となる中、官民連携で人材確保への取組機運を高め、対策を議論する「人材確保強化戦略会議」を立ち上げるとともに、各業界の現場の実態をヒアリングしてきたところであるが、そこから見えてきた課題や施策の方向性を令和6年度当初予算及び産業振興未来ビジョンの改定につなげていく。</p> <p>特に、運送・物流業界においては、本年度、「物流の2024年問題の解決に向けた官民連携プラットフォーム」を立ち上げ、県内事業者等との意見交換を実施し、鉄道や内航船を活用したモーダルシフトの推進、荷主と運送事業者との相互理解の促進、ホワイト物流の推進に向けた啓発強化、物流の効率化及びドライバー確保に向けた施策の必要性について議論を行ってきており、年内に必要な対策を取りまとめた上で、令和6年度当初予算において対策を検討していく。</p> <p>バス、タクシーについては、県では、二種免許取得費や採用に係る広報費など、交通事業者のドライバー確保に向けた対策に係る費用について支援を行うとともに、経営力強化のためのセミナー開催支援も行っている。引き続き、交通事業者の声を踏まえながら、必要な対策を講じていく。</p>
<p>(6) いじめ・不登校対策の取組</p> <p>文部科学省が公表した「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」では、県内の国公立の小・中・高等学校における学校内での暴力行為が千人当たり14.9件と突出して多かったほか、小・中学校の不登校児童生徒数が千人当たり32.0人を数えるなど、いずれも過去最多となった。コロナ禍による登校渋りや家庭環境の変化、子ども同士のコミュニケーション力低下など様々な要因が考えられるところであるが、実態の分析を踏まえて適切な対応を講じること。特にスクールカウンセラーや学校生活適応支援員、校内サポート教室の専属支援員などの増配を検討するなど、子どもたちの心に寄り添った対応を図る体制構築に努めること。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による学校教育活動の制限などがコミュニケーション力の不足に繋がったり、家庭の経済状況が著しく悪化したりするなど、児童生徒にも影響を与えており、その背景も複雑多岐にわたることから、困り感を抱える児童生徒の要因・背景を見立てる教職員の力を高め、適切な支援に繋げるとともに、課題解決のために県教育委員会と市町村教育委員会との更なる連携強化を図っていく。</p> <p>加えて、児童生徒の学級復帰や高校進学に成果を挙げている校内サポート教室や学校生活適応支援員について、令和6年度での拡充やスクールカウンセラーの派遣時間数増・小学校を巡回できる仕組みづくりを検討する。</p>
<p>4 その他県政の個別課題</p> <p>(1) 観光誘客促進の取組</p> <p>今秋の米子ソウル便の復活就航や、香港・台湾と県内空港を結ぶ将来的な定期便化をにらんだ季節便・チャーター便の就航のほか、クルーズ客船の寄港も漸増し、本格的なインバウンド復活に向けて環境が整いつつある状況を踏まえ、冬季の「雪」や春節、更には春の「桜」など、訪日期待の高まる時機に合わせた県内への着実な誘客促進に取り組むこと。特に滞在に伴う観光消費額増大に向けて、県内宿泊や体験・着地型コンテンツの提供や磨き上げ、情報発信などに努めること。</p>	<p>航空会社や旅行会社、メディア等は雪や桜、紅葉など本県の四季の豊かさに注目しており、視察ツアーなどを通じて実際に体感していただくことで、継続的な情報発信、商品造成等につなげ着実な外国人観光客誘致を進めていく。</p> <p>併せて、インバウンド客の滞りに伴う観光消費額の増加を図っていくことが必要であり、鳥取・島根エリアが観光庁の高付加価値なモデル観光地に認定されたことを機に、高付加価値旅行者層を取り込むため、今年度から、国の支援を活用して県内及び島根県関係者と連携した事業を始めており、今後、県内宿泊や体験・着地型コンテンツなど地域の観光資源の磨き上げ・発信を進めていく。</p> <p>【11月補正】</p> <p>・国際定期便再開・新規就航に向けた緊急対策事業 15,000千円</p>

(2) 指定管理者制度の改善の取組

9月定例会において可決された県立施設の運営・維持管理に係る指定管理者の指定に関して、付された附帯意見のとおり、競争性の確保や県民益の向上に向けて今後適切な措置を講じること。特に公募に向けては、対象施設概要や制度見直し概要を周知する目的を兼ねたマーケットサウンディング調査や、事業者の参入意欲喚起のためのバンドリング手法による発注仕様の改善、競争性確保が困難と見込まれる場合の応募資格要件の柔軟な対応のほか、非公募選定施設の公募化など、より民間活力を導入しやすい条件変更可能性の点検を行い、適宜改善策を講じるよう努めること。

指定管理者の一斉更新に当たっては、従前より、更新時に全ての公の施設にかかる見直しを実施し、施設の統廃合、指名指定の見直し、県外事業者の参入要件を緩和、一部性能発注の導入、利用者サービス向上に向けた評価基準の見直しなどを実施してきた。

令和11年の次期更新に向けては、改めて全ての公の施設に係る「県の施策推進と施設管理のあり方」等について、県有施設・資産有効活用戦略会議において検討・整理を行い、当該施設の必要性及び目的達成に必要な施設運用のあり方の検討を行った上で、最適な施設運営の手法を選択する。

なお、民間事業者がより参入しやすくなるよう、より多くの事業者意見を伺う機会を設けるとともに、鳥取県産業振興条例の趣旨も踏まえて検討を行う。